独立行政法人会計基準等と国立大学法人会計基準等の新旧対照表(案)

※ ____ は現行基準からの変更点を意味する。

	(改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
1. 金融商品の時価等の開示に関する注意 2. 賃貸等不動産の時価等の開示に関する			
第 <u>7 9</u> 注 記	第 8 0 注記	第 <u>7 6</u> 注記	第 <u>7 7</u> 注記
1 (省略)	1 (省略)	1 (省略)	1 (省略)
2 重要な会計方針に係る注記事項は、ま	2 重要な会計方針に係る注記事項は、	ま2 重要な会計方針に係る注記事項は、ま	2 重要な会計方針に係る注記事項は、
とめて記載するものとする。その他の治	E とめて記載するものとする。その他の	注とめて記載するものとする。その他の注	とめて記載するものとする。その他の名
記事項についても、重要な会計方針の活	記事項についても、重要な会計方針の	注 記事項についても、重要な会計方針の注	記事項についても、重要な会計方針の活
記の次に記載することができる。(注 <u>5 1</u>	記の次に記載することができる。(注 <u>5 4</u>	記の次に記載することができる。(注 4	記の次に記載することができる。(注
(注 <u>5 2</u>)(注 <u>5 3</u>)(注 <u>5 4</u>)	(注 5 5)(注 5 6)(注 5 7)(注 5 8)(注	<u>5</u> <u>7</u>) (注 <u>4 8</u>) (注 <u>4 9</u>) (注 <u>4 9</u> の 2)	<u>0</u>)(注 <u>5 1</u>)(注 <u>5 2</u>)(注 <u>5 2</u> の2) <u>(</u> ?
	9)		53)(注54)
(新設)	<注58>金融商品の時価等に関する注記	(新設)	<注53>金融商品の時価等に関する注記
	保有する金融商品については、期末	<u></u>	保有する金融商品については、期末の
	時価等について注記する。		時価等について注記する。
(新設)	<注59>賃貸等不動産の時価等に関す	<u>る</u> <u>(新設)</u>	<注54>賃貸等不動産の時価等に関す
	<u>注記</u>		<u>注記</u>
	賃貸等不動産を保有している場合には		賃貸等不動産を保有している場合には
	期末の時価等について注記する。		期末の時価等について注記する。
3. 資産除去債務の会計処理			
第 1 5 	第 1 5 流動負債	第 1 6 流動負債	第 1 6 流動負債
次に掲げる負債は、流動負債に属する	次に掲げる負債は、流動負債に属す	る 次に掲げる負債は、流動負債に属する	次に掲げる負債は、流動負債に属する
ものとする。(注 9)	ものとする。(注9)	ものとする。(注9)	ものとする。(注9)
1)~(13) (省略)	(1)~(13) (省略)	(1)~(17) (省略)	(1)~(17) (省略)
(新設)	(14) 資産除去債務で一年以内に履行が見		(18) 資産除去債務で一年以内に履行が見る
	まれるもの		まれるもの
14) その他の負債で一年以内に支払又は近		返(18)その他の負債で一年以内に支払われ又	
済されると認められるもの	済されると認められるもの	は返済されると認められるもの	は返済されると認められるもの

独立行政法人会計基準及び注解 (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解 (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
次に掲げる負債は、固定負債に属する ものとする。(注9) (1)~(8) (省略) <u>(新設)</u>	ものとする。(注 9) (1)~(8) (省略) (9) <u>資産除去債務。ただし、流動負債として計上されるものを除く。</u>	ものとする。(注9) (1)~(10) (省略) <u>(新設)</u>	 第15 固定負債 次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。(注9) (1)~(10) (省略) (11) 資産除去債務。ただし、流動負債として計上されるものを除く。 (12) その他の負債で流動負債に属しないもの
< 注 1 4 > 独立行政法人の費用の定義から除かれる事例について	除かれる事例について 資本取引として独立行政法人の費用か	ら除かれる事例について 資本取引として国立大学法人等の費用 から除外されるものの例は、以下のとお り。 (1)~(3) (省略) (新設)	第20 費用の定義 <注13>国立大学法人等の費用の定義から除かれる事例について 資本取引として国立大学法人等の費用から除外されるものの例は、以下のとおり。 (1)~(3) (省略) (4) 「第88 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額
第24 行政サービス実施コスト 次に掲げるコストは、行政サービス実 施コストに属するものとする。 (1)~(6)(省略) (新設)		次に掲げるコストは、国立大学法人等 業務実施コストに属するものとする。 (1)~(6)(省略) (新設)	第24 国立大学法人等業務実施コスト 次に掲げるコストは、国立大学法人等 業務実施コストに属するものとする。 (1)~(6)(省略) (7)「第88資産除去債務に係る特定の除 去費用等の会計処理」を行うこととされ た除去費用等に係る減価償却相当額及び 利息費用相当額
(新設)	第39 資産除去債務に係る会計処理 1 資産除去債務は、有形固定資産の取得、 建設、開発又は通常の使用によって発生 した時に負債として計上する。なお、資 産除去債務の発生時に、当該債務の金額 を合理的に見積もることができない場合		第36 資産除去債務に係る会計処理 1 資産除去債務は、有形固定資産の取得、 建設、開発又は通常の使用によって発生 した時に負債として計上する。なお、資 産除去債務の発生時に、当該債務の金額 を合理的に見積もることができない場合

独立行政法人会計基準及び注解 (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解 (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
	には、これを計上せず、当該債務額を合		には、これを計上せず、当該債務額を台
	理的に見積もることができるようになっ		理的に見積もることができるようになっ
	た時点で負債として計上するものとする。		た時点で負債として計上するものとする。
	(注 3 6)(注 3 7)(注 3 8)		(注 3 1)(注 3 2)(注 3 3)
	2 資産除去債務はそれが発生した時に、		2 資産除去債務はそれが発生した時に、
	有形固定資産の除去に要する割引前の将		有形固定資産の除去に要する割引前の料
	来キャッシュ・フローを見積り、割引後		来キャッシュ・フローを見積り、割引後
	の金額(割引価値)で算定する。		の金額(割引価値)で算定する。
	3 資産除去債務に対応する除去費用は、		3 資産除去債務に対応する除去費用は、
	資産除去債務を負債として計上した時に、		資産除去債務を負債として計上した時に
	当該負債の計上額と同額を、関連する有		当該負債の計上額と同額を、関連する有
	形固定資産の帳簿価額に加える。資産計		形固定資産の帳簿価額に加える。資産記
	上された資産除去債務に対応する除去費		上された資産除去債務に対応する除去費
	用は、減価償却を通じて、当該有形固定		用は、減価償却を通じて、当該有形固気
	資産の残存耐用年数にわたり、各期に費		資産の残存耐用年数にわたり、各期に費
	用配分するものとする。		用配分するものとする。
	4 時の経過による資産除去債務の調整額		4 時の経過による資産除去債務の調整額
	は、その発生時の費用として処理する。		は、その発生時の費用として処理する。
	当該調整額は、期首の負債の帳簿価額に		当該調整額は、期首の負債の帳簿価額し
	当初負債計上時の割引率を乗じて算定す		当初負債計上時の割引率を乗じて算定す
	<u>るものとする。</u>		<u>るものとする。</u>
	<注36> 資産除去債務について		<注31> 資産除去債務について
	1 資産除去債務とは、有形固定資産の取		1 資産除去債務とは、有形固定資産の
	得、建設、開発又は通常の使用によって		得、建設、開発又は通常の使用によって
	生じ、当該有形固定資産の除去に関して		生じ、当該有形固定資産の除去に関して
	法令又は契約で要求される法律上の義務		法令又は契約で要求される法律上の義務
	及びそれに準ずるものをいう。この場合		及びそれに準ずるものをいう。この場合
	の法律上の義務及びそれに準ずるものに		の法律上の義務及びそれに準ずるものに
	は、有形固定資産を除去する義務のほか、		は、有形固定資産を除去する義務のほか、
	有形固定資産の除去そのものは義務でな		有形固定資産の除去そのものは義務で
	くとも、有形固定資産を除去する際に当		くとも、有形固定資産を除去する際に当
	該有形固定資産に使用されている有害物		該有形固定資産に使用されている有害な
	質等を法律等の要求による特別の方法で		質等を法律等の要求による特別の方法で
	除去するという義務も含まれる。		除去するという義務も含まれる。

独立行政法人会計基準及び注解 (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解 (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
	2 有形固定資産の除去とは、有形固定資		2 有形固定資産の除去とは、有形固定資
	産を用役提供から除外することをいう(一		産を用役提供から除外することをいう(一
	時的に除外する場合を除く。)。除去の具		時的に除外する場合を除く。)。除去の具
	体的な態様としては、売却、廃棄、リサ		体的な態様としては、売却、廃棄、リサ
	イクルその他の方法による処分等が含ま		イクルその他の方法による処分等が含ま
	れるが、転用や用途変更は含まれない。		れるが、転用や用途変更は含まれない。
	<注37> 除去費用等の損益計算書上の		<注32> 除去費用等の損益計算書上の
	表示について		表示について
	1 資産計上された資産除去債務に対応す		1 資産計上された資産除去債務に対応す
	る除去費用に係る費用配分額及び時の経		る除去費用に係る費用配分額及び時の経
	過による資産除去債務の調整額は、当該		過による資産除去債務の調整額は、当該
	資産除去債務に関連する有形固定資産の		資産除去債務に関連する有形固定資産の
	減価償却費と同じ区分に含めて計上する。		減価償却費と同じ区分に含めて計上する。
	2 資産除去債務の履行時に認識される資		2 資産除去債務の履行時に認識される資
	産除去債務残高と資産除去債務の決済の		産除去債務残高と資産除去債務の決済の
	ために実際に支払われた額との差額は、		ために実際に支払われた額との差額は、
	原則として、当該資産除去債務に対応す		原則として、当該資産除去債務に対応す
	る除去費用に係る費用配分額と同じ区分		る除去費用に係る費用配分額と同じ区分
	に含めて計上する。		に含めて計上する。
	<注38> 資産除去債務に係る注記につ		<注33>資産除去債務に係る注記につ
	<u>いて</u>		<u>いて</u>
	資産除去債務の会計処理に関連して、		資産除去債務の会計処理に関連して、
	次の事項を注記する。		次の事項を注記する。
	(1) 資産除去債務の内容についての簡潔な		(1) 資産除去債務の内容についての簡潔な
	<u>説 明</u>		<u>説 明</u>
	(2) 支出発生までの見込期間、適用した割		(2) 支出発生までの見込期間、適用した割
	引率等の前提条件		引率等の前提条件
	(3) 資産除去債務の総額の期中における増		(3) 資産除去債務の総額の期中における増
	減内容		減内容
	(4) 資産除去債務の見積りを変更したとき		(4) 資産除去債務の見積りを変更したとき
	は、その変更の概要及び影響額		は、その変更の概要及び影響額
	(5) 資産除去債務は発生しているが、その		(5) 資産除去債務は発生しているが、その
	債務を合理的に見積もることができない		債務を合理的に見積もることができない

独立行政法人会計基準及び注解 (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解 (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
	ため、貸借対照表に資産除去債務を計上		ため、貸借対照表に資産除去債務を計上
	していない場合には、当該資産除去債務		していない場合には、当該資産除去債務
	の概要、合理的に見積もることができな		の概要、合理的に見積もることができな
	い旨及びその理由		い旨及びその理由
第 <u>5 6</u> 負債の表示項目	第 5 7 負債の表示項目	第 <u>5 3</u> 負債の表示項目	第 <u>5 4</u> 負債の表示項目
1 流動負債に属する負債は、次に掲げる	1 流動負債に属する負債は、次に掲げる	1 固定負債に属する負債は、次に掲げる	1 固定負債に属する負債は、次に掲げる
項目の区分に従い、当該負債を示す名称	項目の区分に従い、当該負債を示す名称	項目の区分に従い、当該負債を示す名称	項目の区分に従い、当該負債を示す名称
を付した科目をもって表示しなければな	を付した科目をもって表示しなければな	を付した科目をもって表示しなければな	を付した科目をもって表示しなければな
らない。	らない。	らない。	らない。
(1)~(14)(省略)	(1)~(14)(省略)	(1)~(9)(省略)	(1)~(9)(省略)
(新設)_	(15) 資産除去債務	_(新設)_	(10) 資産除去債務
(15) その他	<u>(16)</u> その他	(10) その他	<u>(11)</u> その他
2 固定負債に属する負債は次に掲げる項	2 固定負債に属する負債は、次に掲げる	2 流動負債に属する負債は、次に掲げる	2 流動負債に属する負債は、次に掲げる
目の区分に従い、当該負債を示す名称を	項目の区分に従い、当該負債を示す名称	項目の区分に従い、当該負債を示す名称	項目の区分に従い、当該負債を示す名称
付した科目をもって表示しなければなら	を付した科目をもって表示しなければな	を付した科目をもって表示しなければな	を付した科目をもって表示しなければな
ない。	らない。	らない。	らない。
(1)~(7)(省略)	(1)~(7)(省略)	(1)~(17)(省略)	(1)~(17)(省略)
(新設)_	(8) 資産除去債務	_(新設)_	(18) <u>資産除去債務</u>
(8) その他	<u>(9)</u> その他	(18) その他	<u>(19)</u> その他
第 <u>5 7</u> 純資産の表示項目	第 5 8 純資産の表示項目	第 <u>5 4</u> 純 資 産 の 表 示 項 目	第 <u>5 5</u> 純 資 産 の 表 示 項 目
1 (省略)	1 (省略)	1 (省略)	1 (省略)
2 資本剰余金は、資本剰余金の総額を表	2 資本剰余金は、資本剰余金の総額を表	2 資本剰余金は、資本剰余金の総額を表	2 資本剰余金は、資本剰余金の総額を表
示 す る と と も に 、「 第 <u>8 6</u> 特 定 の 償 封	示するとともに、「第 <u>87</u> 特定の償却	示するとともに、「第 <u>83</u> 特定の償却資	示するとともに、「第 <u>84</u> 特定の償却
資産の減価に係る会計処理」を行うこと	資産の減価に係る会計処理」を行うこと	産の減価に係る会計処理」を行うこととさ	資産の減価に係る会計処理」を行うこと
とされた償却資産の損益外減価償却相当	とされた償却資産の損益外減価償却相当	れた償却資産の損益外減価償却相当額の	とされた償却資産の損益外減価償却相当
額の累計額又は損益外減損損失相当額の	額の累計額又は損益外減損損失相当額の	累計額又は損益外減損損失相当額の累計	額の累計額又は損益外減損損失相当額の
累計額を、それぞれ損益外減償却累計額	累計額及び「第91 資産除去債務に係	額を、それぞれ損益外減価償却累計額又	累計額及び「第88 資産除去債務に係
又は損益外減損損失累計額として控除し	る特定の除去費用等の会計処理」を行う	は損益外減損損失累計額として控除して	る特定の除去費用等の会計処理」を行う
て表示しなければならない。(注 <u>4 0</u>)	こととされた除去費用等に係る損益外減	表示しなければならない。(注 <u>3 7</u>)	こととされた除去費用等に係る損益外減
	価償却相当額の累計額及び損益外利息費	(以下省略)	価償却相当額の累計額及び損益外利息費
			田和火焼の田利焼き フゅから担発を
	用相当額の累計額を、それぞれ損益外減		用相当額の累計額を、それぞれ損益外減
	用相当額の累計額を、それぞれ損益外減 価償却累計額、損益外減損損失累計額及 び損益外利息費用累計額として控除して		円相当額の累計額を、それぞれ損益外減 価償却累計額、損益外減損損失累計額 び損益外利息費用累計額 として控除して

独立行政法人会計基準及び注解 (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解 (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
	表示しなければならない。(注 <u>43</u>) (以下省略)		表示しなければならない。(注 <u>4 0</u>) (以下省略)
第 5 8 貸借対照表の様式	第 5 9 貸借対照表の様式	第 5 5 貸借対照表の様式	第 5 6 貸借対照表の様式
負債の部	負債の部	負債の部	負債の部
I 流動負債	I 流動負債	I 固定負債	I 固定負債
引 当 金	引 当 金	引 当 金	引 当 金
(何)引当金	(何)引 当 金	退職給付引当金	退職給付引当金
(新設)	<u>資産除去債務</u>	追加退職給付引当金	追加退職給付引当金
Ⅱ 固定負債	Ⅱ 固定負債		
		(新設)	資産除去債務
引 当 金	引 当 金	Ⅱ 流動負債	Ⅱ 流動負債
退職給付引当金	退職給付引当金	引 当 金	引 当 金
追加退職給付引当金	追加退職給付引当金	(新設)	資産除去債務
(何)引当金	(何)引 当 金	純資産の部	純資産の部
(新設)	資産除去債務	Ⅱ 資本剰余金	Ⅱ 資本剰余金
純資産の部	純資産の部	資 本 剰 余 金	資本剰余金
Ⅱ 資本剰余金	Ⅱ 資本剰余金	損益外減価償却累計額(一)	損益外減価償却累計額(一)
資本剰余金	資本剰余金	損益外減損損失累計額(一)	損益外減損損失累計額(一)
損益外減価償却累計額(一)	損益外減価償却累計額(一)	_(新設)_	損益外利息費用累計額(一)
損益外減損損失累計額(一)	損益外減損損失累計額(一)	民間出えん金	民間出えん金
(新設)	損益外利息費用累計額(一)	資本剰余金合計	資本剰余金合計
民間出えん金	民間出えん金		
資本剰余金合計	資本剰余金合計		
第 6 6 表示区分	第 <u>6 7</u> 表示区分	第 <u>6 3</u> 表示区分	第 6 4 表示区分
< 注 4 5 > 投資活動によるキャッシュ	・フ < 注 <u>4 8</u> > 投資活動によるキャッシュ・	フ < 注 4 1 > 投資活動によるキャッシュ・こ	フ < 注 <u>4 4</u> > 投 資 活 動 に よ る キ ャ ッ シ ュ ・ フ
ローの区分について	ローの区分について	ローの区分について	ローの区分について
1 投資活動によるキャッシュ・フロ	ーの 1 投資活動によるキャッシュ・フロー	の 1 投資活動によるキャッシュ・フローの	7) 1 投資活動によるキャッシュ・フローの
区分には、例えば、次のようなもの	が記 区分には、例えば、次のようなものが	記 区分には、例えば、次のようなものが言	② 区分には、例えば、次のようなものが記
載される。	載される。	載される。	載される。
(1)~(6)(省略)	(1)~(6)(省略)	(1)~(8)(省略)	(1)~(8)(省略)
(新設)	(7) 資産除去債務の履行による支出	(新設)	(9) 資産除去債務の履行による支出
		(9) 利息及び配当金の受取額	(10) 利息及び配当金の受取額

独立行政法人会計基準及び注解 (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解 (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
2 (省略)	2 (省略)	2 (省略)	2 (省略)
第 <u>6 8</u> キャッシュ・フロー計算書の様式 II 投資活動によるキャッシュ・フロー ・・・・ 施設費の精算による返還金の支出 <u>(新設)</u>	第 <u>6 9</u> キャッシュ・フロー計算書の様式 II 投資活動によるキャッシュ・フロー ・・・・ 施設費の精算による返還金の支出 <u>資産除去債務の履行による支出</u> ・・・・	第 <u>65</u> キャッシュ・フロー計算書の様式 II 投資活動によるキャッシュ・フロー ・・・・ 金銭出資による支出 <u>(新設)</u>	第 <u>6 6</u> キャッシュ・フロー計算書の様式 II 投資活動によるキャッシュ・フロー ・・・・ 金銭出資による支出 <u>資産除去債務の履行による支出</u> ・・・・
	第 7 0 注記事項 <注 5 1 > 重要な非資金取引について キャッシュ・フロー計算書に注記すべ き重要な非資金取引には、例えば、次の ようなものがある。 (1) ~ (3) (省略) (4) 重要な資産除去債務の計上		
1 行政サービス実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、引当外賞与見積額、引当外退職給付	第 7 6 表示区分 1 行政サービス実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費用、損益外減個償却相当額、損益外減損損失相当額、損益外除売却差額相当額、引当外貨与見積額、引当外退職給付増加見積額、機会費用、(控除)法人税等及び国庫納付額に区分して表示しなければならない。 (以下省略)	1 国立大学法人等業務実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費用、 損益外減価償却相当額、損益外減損損失 相当額、引当外賞与増加見積額、引当外 退職給付増加見積額、機会費用及び国庫 納付額に区分して表示しなければならな	は、コストの発生原因ごとに、業務費用、 損益外減価償却相当額、損益外減損損失 相当額、 <u>損益外利息費用相当額、</u> 損益外 除売却差額相当額、引当外賞与増加見積
第 7 6 行政サービス実施コスト計算書の様式 I 業務費用 Ⅱ 損益外減価償却相当額 Ⅲ 損益外減損損失相当額 <u>(新設)</u> (以下省略)	第 7 7 行政サービス実施コスト計算書の様式 I 業務費用 II 損益外減価償却相当額 III 損益外減損損失相当額 IV 損益外利息費用相当額 (以下省略)	第 7 3 国立大学法人等業務実施コスト計算書の様式 I 業務費用 Ⅲ 損益外減価償却相当額 Ⅲ 損益外減損損失相当額 (新設) (以下省略)	第 7 4 国立大学法人等業務実施コスト計算書の様式 I 業務費用 Ⅱ 損益外減価償却相当額 Ⅲ 損益外減損損失相当額 Ⅳ 損益外利息費用相当額 (以下省略)

独立行政法人会計基準及び注解 (改訂前)

独立行政法人会計基準及び注解 (改訂後)

国立大学法人会計基準及び注解 (現行)

国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)

第77注記事項

< 注 4 9 > 機 会 費 用 計 算 の 注 記 に つ い て

- (1) (省略)
- 会費用は、資本金のうち政府出資金及び 地方公共団体出資金の合計額に「第80 運営費交付金の会計処理」、「第81 施設費の会計処理」及び「第82 補助 金等の会計処理」による会計処理を行っ た結果資本剰余金に計上された額を加算 し、「第86 特定の償却資産の減価に 係る会計処理」による損益外減価償却累 計額(目的積立金を財源として取得した償 却資産に係る損益外減価償却累計額を除 く。)及び損益外減損損失累計額を控除し た政府出資及び地方公共団体出資等の純 額に一定の利率を乗じて計算する。

第78注記事項

<注52>機会費用計算の注記について

- (1) (省略)
- (2) 政府出資又は地方公共団体出資等の機 (2) 政府出資又は地方公共団体出資等の機 (2) 政府出資等の機会費用は、資本金のう 会費用は、資本金のうち政府出資金及び 地方公共団体出資金の合計額に「第81

運営費交付金の会計処理」、「第82 施設費の会計処理」及び「第83 補助 金等の会計処理」による会計処理を行っ た結果資本剰余金に計上された額を加算 し、「第87 特定の償却資産の減価に 係る会計処理」による損益外減価償却累 計額(目的積立金を財源として取得した償 却資産に係る損益外減価償却累計額を除 く。)、損益外減損損失累計額及び「第9 1 資産除去債務に係る特定の除去費用 等の会計処理」による損益外減価償却累 計額及び損益外利息費用累計額を控除し た政府出資及び地方公共団体出資等の純 額に一定の利率を乗じて計算する。 (以下省略)

第74 注記事項

< 注 4 5 > 機 会 費 用 計 算 の 注 記 に つ い て

- (1) (省略)
- ち政府出資金に「第77 運営費交付金 等の会計処理」、「第78 施設費の会計 処理 | 及び「第79 補助金等の会計処 理」による会計処理を行った結果資本剰 余金に計上された額を加算し、「第83 特定の償却資産の減価に係る会計処理」 による損益外減価償却累計額(目的積立 金を財源として取得した償却資産に係る

損益外減価償却累計額を除く。)及び損

益外減損損失累計額を控除した政府出資

等の純額に一定の利率を乗じて計算する。

第75 注記事項

< 注 4 8 > 機 会 費 用 計 算 の 注 記 に つ い て

- (1) (省略)
- (2) 政府出資等の機会費用は、資本金のう ち政府出資金に「第78 運営費交付金 等の会計処理」、「第79 施設費の会計 処理 | 及び「第80 補助金等の会計処 理」による会計処理を行った結果資本剰 余金に計上された額を加算し、「第84

特定の償却資産の減価に係る会計処理」 による損益外減価償却累計額(目的積立 金を財源として取得した償却資産に係る 損益外減価償却累計額を除く。)及び損 益外減損損失累計額及び「第88 資産 除去債務に係る特定の除去費用等の会計 処理」による損益外減価償却累計額及び 損益外利息費用累計額を控除した政府出 資等の純額に一定の利率を乗じて計算す る。

(以下省略)

第78附属明細書

(以下省略)

独立行政法人は、貸借対照表及び損益 計算書等の内容を補足するため、次の事 項を明らかにした附属明細書を作成しな ければならない。(注50)

- 却費(「第86 特定の償却資産の減価に 係る会計処理」による損益外減価償却相 当額も含む。)の明細並びに減損損失累計
- (2)~(6)(省略)

(新設)

第79附属明細書

独立行政法人は、貸借対照表及び損益 計算書等の内容を補足するため、次の事 項を明らかにした附属明細書を作成しな ければならない。(注53)

- 却費(「第87 特定の償却資産の減価に 係る会計処理」及び「第91 資産除去 債務に係る特定の除去費用等の会計処理」 による損益外減価償却相当額も含む。)の 明細並びに減損損失累計額
- (2)~(6)(省略)
- (7) 資産除去債務の明細

第75 附属明細書

(以下省略)

国立大学法人等は、貸借対照表及び損 益計算書等の内容を補足するため、次の 事項を明らかにした附属明細書を作成し なければならない。(注46)

- (1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償 (1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償 (1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費 (1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費 (「第83 特定の償却資産の減価に係 る会計処理」による損益外減価償却相当 額も含む。)並びに減損損失の明細
 - (2)~(10)(省略)

(新設)

第76 附属明細書

国立大学法人等は、貸借対照表及び損益 計算書等の内容を補足するため、次の事 項を明らかにした附属明細書を作成しな ければならない。(注49)

- (「第84 特定の償却資産の減価に係 る会計処理」及び「第88 資産除去債 務に係る特定の除去費用等の会計処理」 による損益外減価償却相当額も含む。) 並びに減損損失の明細
- (2)~(10)(省略)
- (11) 資産除去債務の明細

独立行政法人会計基準及び注解 (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解 (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
(7) 法令に基づく引当金等の明細	(8) 法令に基づく引当金等の明細	<u>(11)</u> 保証債務の明細	<u>(12)</u> 保証債務の明細
(8) 保証債務の明細	(9) 保証債務の明細	(12) 資本金及び資本剰余金の明細	(13) 資本金及び資本剰余金の明細
(9) 資本金及び資本剰余金の明細	(10) 資本金及び資本剰余金の明細	(13) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩	(14) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩
(10) 積立金等の明細及び目的積立金のF	取崩 (11) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩	しの明細	しの明細
しの明細	しの明細	<u>(14)</u> 業務費及び一般管理費の明細	<u>(15)</u> 業務費及び一般管理費の明細
(11) 運営費交付金債務及び運営費交付会	金収 (12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収	(15) 運営費交付金債務及び運営費交付金収	(16) 運営費交付金債務及び運営費交付金収
益の明細	益の明細	益の明細	益の明細
(12) 国等からの財源措置の明細	(13) 国等からの財源措置の明細	(16) 国等からの財源措置の明細	(17) 国等からの財源措置の明細
(13) 役員及び職員の給与の明細	(14) 役員及び職員の給与の明細	(17) 役員及び教職員の給与の明細	(18) 役員及び教職員の給与の明細
(14) 開示すべきセグメント情報	(15) 開示すべきセグメント情報	(18) 開示すべきセグメント情報	<u>(19)</u> 開示すべきセグメント情報
<u>(15)</u> 上記以外の主な資産、負債、費用 2	及び (16) 上記以外の主な資産、負債、費用及び	<u>(19)</u> 寄附金の明細	(20) 寄附金の明細
収益の明細	収益の明細	<u>(20)</u> 受託研究の明細	<u>(21)</u> 受託研究の明細
		<u>(21)</u> 共同研究の明細	<u>(22)</u> 共同研究の明細
		<u>(22)</u> 受託事業等の明細	<u>(23)</u> 受託事業等の明細
		(23) 科学研究費補助金の明細	<u>(24)</u> 科学研究費補助金の明細
		(24) 上記以外の主な資産、負債、費用及び	(25) 上記以外の主な資産、負債、費用及び
		収益の明細	収益の明細
(新設)_	第91資産除去債務に係る特定の除去費用	(新設)_	第88 資産除去債務に係る特定の除去費用
	等の会計処理		等の会計処理
	独立行政法人が保有する有形固定資産		国立大学法人等が保有する有形固定資
	に係る資産除去債務に対応する除去費用		産に係る資産除去債務に対応する除去費
	等(「第39 資産除去債務に係る会計処		用等(「第36 資産除去債務に係る会
	理」において定める資産除去債務に対応		計処理」において定める資産除去債務に
	する除去費用に係る費用配分額及び時の		対応する除去費用に係る費用配分額及び
	経過による資産除去債務の調整額をいう。		時の経過による資産除去債務の調整額を
	以下同じ。)のうち、当該費用に対応すべ		いう。以下同じ。)のうち、当該費用に対
	き収益の獲得が予定されていないものと		応すべき収益の獲得が予定されていない
	して特定された除去費用等については、		ものとして特定された除去費用等につい
	損益計算上の費用には計上せず、資本剰		ては、損益計算上の費用には計上せず、
	余金を減額するものとする。(注68)		資本剰余金を減額するものとする。(注 6
			4)
			<注 6 4 >特定の除去費用等の会計処理に
		1	

独立行政法人会計基準及び注解 (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解 (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
	1 業務の財源を運営費交付金等に依存する		1 業務の財源を運営費交付金等に依存
	独立行政法人においては、除去費用等の		国立大学法人等においては、除去費
	発生期間における当該費用については、		の発生期間における当該費用につい
	通常は運営費交付金等の算定対象とはな		通常は運営費交付金等の算定対象と
	らず、また、運営費交付金等に基づく収		らず、また、運営費交付金等に基づ
	益以外の収益によって充当することも必		益以外の収益によって充当すること
	<u>ずしも予定されていない。このような除</u>		<u>ずしも予定されていない。このよう</u>
	去費用等については、各期間に対応させ		去費用等については、各期間に対応
	<u>るべき収益が存在するものではなく、ま</u>		るべき収益が存在するものではなく
	た、独立行政法人の運営責任という観点		た、国立大学法人等の運営責任とい
	からも、その範囲外にあると考えること		点からも、その範囲外にあると考え
	もできる。このため、このような除去費		<u>ともできる。このため、このよう</u>
	用等は損益計算上の費用には計上せず、		費用等は損益計算上の費用には計上
	独立行政法人の資本剰余金を直接減額す		国立大学法人等の資本剰余金を直打
	<u>ることによって処理するものとする。こ</u>		<u>することによって処理するものと</u>
	の取扱いは、資産除去債務の負債計上時		この取扱いは、資産除去債務の負化
	までに別途特定された除去費用等に限り		時までに別途特定された除去費用等
	行うものとする。		<u>り行うものとする。</u>
	2 貸借対照表の資本剰余金の区分において		2 貸借対照表の資本剰余金の区分にこ
	は、「第91資産除去債務に係る特定の		は、「第88 資産除去債務に係る物
	除去費用等の会計処理」に基づく除去費		除去費用等の会計処理」に基づく
	用に係る減価償却の費用配分額は損益外		用に係る減価償却の費用配分額は打
	減価償却相当額の累計額を、時の経過に		減価償却相当額の累計額を、時の約
	よる資産除去債務の調整額は損益外利息		よる資産除去債務の調整額は損益タ
	費用相当額の累計額をそれぞれ表示しな		費用相当額の累計額をそれぞれ表示
	<u>ければならない。</u>		<u>ければならない。</u>
	3 当該特定された除去費用等については、		3 当該特定された除去費用等につい
	資産除去の実行時において、その実際の		資産除去の実行時において、その気
	発生額を損益計算上の費用に計上するも		発生額を損益計算上の費用に計上っ
	<u>のとする。</u>		<u>のとする。</u>
	〜 ⇒ L M TH の 体		
立行政法人及び持分法適用会社の会	会計処埋の統一		

- 10 -

1 同一環境下で行われた同一の性質の取 1 同一環境下で行われた同一の性質の取 1 同一環境下で行われた同一の性質の取 1 同一環境下で行われた同一の性質の取

第 1 0 9 会計処理の原則及び手続

第 1 0 5 会計処理の原則及び手続

引 等 に つ い て 、 独 立 行 政 法 人 及 び <mark>特 定 関</mark>

第 9 5 会計処理の原則及び手続

引等について、独立行政法人及び<mark>関係会</mark> 引等について、国立大学法人等及び特定関 引等について、国立大学法人等及び<mark>関係会</mark>

第97 会計処理の原則及び手続

独立行政法人会計基準及び注解 (改訂前)

連会社が採用する会計処理の原則及び手 続は、「第11章 独立行政法人固有の 会計処理」に定めるものを除き、原則と して独立行政法人の会計処理に統一しな ければならない。(注76)

2 会計処理の原則及び手続で独立行政法 2 会計処理の原則及び手続で独立行政法 2 会計処理の原則及び手続で国立大学法 2 会計処理の原則及び手続で国立大学法 人及び特定関連会社との間で特に異なる ものがあるときは、その概要を注記しな ければならない。

< 注 7 6 > 会計処理の統一について

- 1 資産の評価方法及び固定資産の減価償1 資産の評価方法及び固定資産の減価償1 資産の減価債1. 資産の評価方法及び固定資産の減価償1. 資産の評価方法及び固定資産の減価償 却の方法についても、本来統一すること が望ましいが、事務処理に多大の時間と 労力を要するため、統一が困難な場合に は、統一をしないことができる。
- 出資が、当該特定関連会社が行う研究開 発事業等に要する資金の供給として他の 民間会社と共同して実施される場合であ って、当該特定関連会社が、当該他の民 間会社の持分法適用会社に該当するため、 当該特定関連会社の会計処理が当該他の 民間会社の会計処理に統一されており、 独立行政法人の会計処理に統一すること が困難な場合等合理的理由がある場合に は、関係法人集団の財政状態及び運営状 況に関する国民その他の利害関係者の判 断を誤らせない限りにおいて、会計処理 の統一を行わないことができる。
- 一が困難な理由、統一されていない会計 処理の概要を注記しなければならない。

独立行政法人会計基準及び注解 (改訂後)

社が採用する会計処理の原則及び手続は 「第11章 独立行政法人固有の会計処 理」に定めるものを除き、原則として独 立行政法人の会計処理に統一ならない。 (注85)

人及び関係会社との間で特に異なるもの があるときは、その概要を注記しなけれ ばならない。

< 注 8 5 > 会計処理の統一について

- 却の方法についても、本来統一すること が望ましいが、事務処理に多大の時間と 労力を要するため、統一が困難な場合に は、統一をしないことができる。
- が、当該関係会社が行う研究開発事業等 に要する資金の供給として他の民間会社 と共同して実施される場合であって、当 該関係会社が、当該他の民間会社の持分 法適用会社に該当するため、当該関係会 社の会計処理が当該他の民間会社の会計 処理に統一されており、独立行政法人の 会計処理に統一することが困難な場合等 合理的理由がある場合には、関係法人集 団の財政状態及び運営状況に関する国民 その他の利害関係者の判断を誤らせない 限りにおいて、会計処理の統一を行わな いことができる。
- 一が困難な理由、統一されていない会計 処理の概要を注記しなければならない。

国立大学法人会計基準及び注解 (現行)

連会社が採用する会計処理の原則及び手 続は、「第11章 国立大学法人等固有 の会計処理」に定めるものを除き、原則 として国立大学法人等の会計処理に統一 しなければならない。(注63)

人等及び特定関連会社との間で特に異な るものがあるときは、その概要を注記し なければならない。

<注 63> 会計処理の統一について

- 却の方法についても、本来統一すること が望ましいが、事務処理に多大の時間と 労力を要するため、統一が困難な場合に は、統一をしないことができる。
- 2 特定関連会社に対する独立行政法人の 2 関係会社に対する独立行政法人の出資 2 特定関連会社に対する国立大学法人等 2 関係会社に対する国立大学法人等の出 の出資が、当該特定関連会社が行う研究 開発事業等に要する資金の供給として他 の民間会社と共同して実施される場合で あって、当該特定関連会社が、当該他の 民間会社の持分法適用会社に該当するた め、当該特定関連会社の会計処理が当該 他の民間会社の会計処理に統一されてお り、国立大学法人等の会計処理に統一す ることが困難な場合等合理的理由がある 場合には、関係法人集団の財政状態及び 運営状況に関する国民その他の利害関係 者の判断を誤らせない限りにおいて、会 計処理の統一を行わないことができる。
- 3 上記の場合においては、会計処理の統 3 上記の場合においては、会計処理の統 3 上記の場合においては、会計処理の統 3 上記の場合においては、会計処理の統 一が困難な理由、統一されていない会計 処理の概要を注記しなければならない。

国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)

計が採用する会計処理の原則及び手続は、 「第11章 国立大学法人等固有の会計 処理」に定めるものを除き、原則として 国立大学法人等の会計処理に統一しなけ ればならない。(注69)

人等及び関係会社との間で特に異なるも のがあるときは、その概要を注記しなけ ればならない。

< 注 6 9 > 会計処理の統一について

- 却の方法についても、本来統一すること が望ましいが、事務処理に多大の時間と 労力を要するため、統一が困難な場合に は、統一をしないことができる。
- 資が、当該関係会社が行う研究開発事業 等に要する資金の供給として他の民間会 社と共同して実施される場合であって、 当該関係会社が、当該他の民間会社の持 分法適用会社に該当するため、当該関係 会社の会計処理が当該他の民間会社の会 計処理に統一されており、国立大学法人 等の会計処理に統一することが困難な場 合等合理的理由がある場合には、関係法 人集団の財政状態及び運営状況に関する 国民その他の利害関係者の判断を誤らせ ない限りにおいて、会計処理の統一を行 わないことができる。
- 一が困難な理由、統一されていない会計 処理の概要を注記しなければならない。

独立行政法人会計基準及び注解 (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解 (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
第 1 2 8 連結財務諸表の注記	第 132 連結財務諸表の注記	第 1 1 7 連結財務諸表の注記	第 1 1 9 連結財務諸表の注記
連結財務諸表には、次の事項を注記しな	連結財務諸表には、次の事項を注記しな	連結財務諸表には、次の事項を注記しな	連結財務諸表には、次の事項を注記しな
ければならない。	ければならない。	ければならない。	ければならない。
(1)~ (2) (省略) (3) 会計処理の原則及び手続等	(1)~ (2) (省略) (3) 会計処理の原則及び手続等	(1)~ (2) (省略) (3) 会計処理の原則及び手続等	(1)~ (2) (省略) (3) 会計処理の原則及び手続等
ア (省略)	ア(省略)	ア (省略)	ア(省略)
イ 特定関連会社 の採用する会計処理の 原則及び手続で国立大学法人等及び特			
定関連会社との間で特に異なるものが		_	
あるときは、その概要	その概要	あるときは、その概要	は、その概要
(以下省略)	(以下省略)	(以下省略)	(以下省略)
5. 連結損益計算書における表示区分の追	宣加(少数株主損益調整前当期純利益の表示)		
第 <u>1 1 9</u> 表示区分	第 1 2 3 表示区分	第 1 0 8 表示区分	第 1 1 0 表示区分
1 連結損益計算書は、経常損益計算及び純	1 連結損益計算書は、経常損益計算及び純	1 連結損益計算書は、経常損益計算及び	1 連結損益計算書は、経常損益計算及て
損益計算の区分を設けなければならない。	損益計算の区分を設けなければならない。	純損益計算の区分を設けなければならな	純損益計算の区分を設けなければならな
経常損益計算の区分は、連結法人の業	経常損益計算の区分は、連結法人の業	い。経常損益計算の区分は、連結法人の	い。経常損益計算の区分は、連結法人の
務活動から生じた費用及び収益等を記載	務活動から生じた費用及び収益等を記載	業務活動から生じた費用及び収益等を記	業務活動から生じた費用及び収益等を記
して経常損益を表示するものとする。	して経常損益を表示するものとする。	載して経常損益を表示するものとする。	載して経常損益を表示するものとする。
純損益計算の区分は、経常損益計算の	純損益計算の区分は、経常損益計算の	純損益計算の区分は、経常損益計算の	純損益計算の区分は、経常損益計算の
結果を受けて、臨時利益及び臨時損失を	結果を受けて、臨時利益及び臨時損失を	結果を受けて、臨時利益及び臨時損失を	結果を受けて、臨時利益及び臨時損失を
記載して税金等調整前当期純利益を表示	記載して税金等調整前当期純利益を表示	記載して税金等調整前当期純利益を表示	記載して税金等調整前当期純利益を表示
し、これに法人税、住民税及び事業税、	し、これに法人税、住民税及び事業税、	し、これに法人税、住民税及び事業税、	し、これに法人税、住民税及び事業税、

法人税等調整額及び少数株主持分損益を 加減して当期純損益を表示するものとす

金取崩額等を表示し、当期総利益を表示 するものとする。

2 (省略)

法人税等調整額<u>を加減</u>して、少数株主損 益調整前当期純利益を表示する。これに、 少数株主持分損益を加減して当期純損益

金取崩額等を表示し、当期総利益を表示してるものとする。 するものとする。

2 (省略)

法人税等調整額及び少数株主持分損益を 加減して当期純損益を表示するものとす

純 損 益 計 算 の 結 果 を 受 け て 、 目 的 積 立 と 表 示 す る も の と す る 。

2 (省略)

法人税等調整額を加減して、少数株主損 益調整前当期純利益を表示する。これに、 少数株主持分損益を加減して当期純損益

純損益計算の結果を受けて、目的積立 金取崩額等を表示し、当期総利益を表示 するものとする。

2 (省略)

独立行政法人会計基準及び注解 (改訂前)

独立行政法人会計基準及び注解 (改訂後)

国立大学法人会計基準及び注解 (現行)

国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)

6. リース取引に関する会計基準の改正に伴う注解記載事項の削除

第33 リース資産の会計処理

<注25>リース資産の表示方法について

- 1 ファイナンス・リース取引とは、リース 契約に基づくリース期間の中途において 当該契約を解除することができないリー ス取引又はこれに準ずるリース取引で、 借り手が、当該契約に基づき使用する物 件(以下「リース物件」という。)からも たらされる経済的便益を実質的に享受す ることができ、かつ、当該リース物件の 使用に伴って生じるコストを実質的に負 担することとなるリース取引をいう。オ ペレーティング・リース取引とは、ファ イナンス・リース取引以外のリース取引 をいう。
- 2 独立行政法人におけるファイナンス・リ ース取引の会計基準については、独立行 2 (削除) 政法人が公共性等共通の性格を持ち、一 の統一した制度の下に存在するものであ って、その比較可能性を考慮した場合、 企業会計原則では認められている「通常 の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処 理」を選択的に認めることは適切ではな いことから、通常の売買取引に係る方法 に準じた処理を行うものとする。

第33 リース資産の会計処理

<注25>リース取引について

ファイナンス・リース取引とは、リー ス契約に基づくリース期間の中途におい て当該契約を解除することができないり ース取引又はこれに準ずるリース取引で、 借り手が、当該契約に基づき使用する物 件(以下「リース物件」という。)からも たらされる経済的便益を実質的に享受す ることができ、かつ、当該リース物件の 使用に伴って生じるコストを実質的に負し 担することとなるリース取引をいう。オ ペレーティング・リース取引とは、ファ イナンス・リース取引以外のリース取引 をいう。

第29 リース資産の会計処理

<注20>リース資産の表示方法について

ファイナンス・リース取引とは、リー ス契約に基づくリース期間の中途におい て当該契約を解除することができないり ース取引又はこれに準ずるリース取引で、 借り手が、当該契約に基づき使用する物 件(以下「リース物件」という。)から もたらされる経済的便益を実質的に享受 することができ、かつ、当該リース物件 の使用に伴って生じるコストを実質的に 負担することとなるリース取引をいう。 オペレーティング・リース取引とは、フ ァイナンス・リース取引以外のリース取 引をいう。

第29 リース資産の会計処理

< 注 2 0 > リース取引について

ファイナンス・リース取引とは、リー ス契約に基づくリース期間の中途におい て当該契約を解除することができないリ ース取引又はこれに準ずるリース取引で、 借り手が、当該契約に基づき使用する物 件(以下「リース物件」という。)から もたらされる経済的便益を実質的に享受 することができ、かつ、当該リース物件 の使用に伴って生じるコストを実質的に 負担することとなるリース取引をいう。 オペレーティング・リース取引とは、フ ァイナンス・リース取引以外のリース取 引をいう。

国立大学法人会計基準及び注解には、当初から記載がないため、変更 はない。

7. 不要財産の国庫納付に関する会計処理

第19 資本金等

<注13>民間出えん金について

- 1 (省略)
- 2 資本剰余金として計上した民間出えん 2 資本剰余金として計上した民間出えん 2 資本剰余金として計上した民間出えん 金は、出えんに係る事業が終了した場合 等、出えんを募った際の条件に基づき出

第19資本金等

<注13>民間出えん金について

- 1 (省略)
- 金は、出えんに係る事業が終了した場合 等、出えんを募った際の条件に基づき出

第19 資本金等

<注12>民間出えん金について

- 1 (省略)
- 金は、出えんに係る事業が終了した場合 等、出えんを募った際の条件に基づき出

第19資本金等

<注12>民間出えん金について

国立大学法人等は、独立行政法 人通則法の不要財産の国庫納付等えん 金について定めた条文を準用しない場合 等ため、変更はない。

独立行政法人会計基準及び注解 (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解 (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
えん者に払い戻す場合を除き、取り崩すことはできない。	えん者に払い戻す場合 <u>又は通則法第4</u> 6条の2の規定に基づき政府からの支出 による不要財産に係るものとして国庫納 付する場合を除き、取り崩すことはでき ない。		えん者に払い戻す場合を除き、取り崩すことはできない。
第27 有価証券の評価基準及び評価方法 <注23 > 満期保有目的の債券の保有目的 の変更について 満期保有目的の債券を償還期限前に売 却した場合には、次に掲げる場合を除き 当該売却した債券と同じ事業年度に購入 した残りの満期保有目的の債券の全に ついて、保有目的の変更があったものと して売買目的有価証券に振り替えなけれ ばならない。 (1)~(2)(省略) (新設)	第27 有価証券の評価基準及び評価方法 < 注23 >満期保有目的の債券の保有目的の変更について 満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合には、次に掲げる場合に購入した債券と同じ事業年度企工に当該売却した債券を同じのの債券の全に購入した残りの満期保有目的の変更があったとして売買目的有価証券に振り替えなければならない。 (1)~(2) (3) 通則法第46条の2の規定に基づく不要財産に係る国庫納付又は同法第46条の3の規定に基づく不要財産に係る民間等出資の払戻しをするために売却した場合	却した場合には、次に掲げる場合を除き、 当該売却した債券と同じ事業年度に購入 した残りの満期保有目的の債券の全てに ついて、保有目的の変更があったものと して売買目的有価証券に振り替えなけれ ばならない。 (1)~(2)(省略)	の変更について 満期保有目的の債券を償還期限前に売 却した場合には、次に掲げる場合を除き、 当 国立大学法人等は、独立行政法 購入 し人通則法の不要財産の国庫納付等 てに について定めた条文を準用しない のと
 (注 4 6) 財務活動によるキャッシュ・フローの区分について 財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。 (1)~(7)(省略) (新設) (8)民間出えん金(「第84 寄附金の会計 	 (注 4 9) 財務活動によるキャッシュ・フローの区分について 財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。 (1)~(7)(省略) (8) 不要財産に係る国庫納付等による支出 (9) 民間出えん金(「第84 寄附金の会計処理」により、資本剰余金に計上される 	〈注42〉財務活動によるキャッシュ・フローの区分について 財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。 (1)~(7)(省略) (8) 民間出えん金(「第81 寄附金の会計処理」により、資本剰余金に計上される寄附金に限る。)の受入による収入	ローの区分について 財務活動によるキャッシュ・フローの区分に 対応 国立大学法人等は、独立行政法 人通則法の不要財産の国庫納付等 (1)~について定めた条文を準用しない ため、変更はない。

独立行政法人会計基準及び注解 (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解 (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
	第 <u>6 9</u> キャッシュ・フロー計算書の様式	第65 キャッシュ・フロー計算書の様式	第66 キャッシュ・フロー計算書の様式
第 <u>68</u> キャッシュ・フロー計算書の様式	Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー	Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー	Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー			国立大学法人等は、独立行政法
	金銭出資の受入れによる収入	金銭出資の受入れによる収入	
金銭出資の受入れによる収入	不要財産に係る国庫納付等による		
(新設)	支 出		ため、変更はない。
	 民間出えん金の受入による収入	民間出えん金の受入による収入	民間出えん金の受入による収入
民間出えん金の受入による収入			
第 6 9 注記事項	第 <u>7 0</u> 注記事項	第 6 4 注記事項	第65表示方法
< 注 <u>4 8</u> > 重要な非資金取引について	< 注 <u>5 1</u> > 重要な非資金取引について	< 注 4 4 > 重要な非資金取引について	<注47>重要な非資金取引について
キャッシュ・フロー計算書に注記すべき	キャッシュ・フロー計算書に注記すべき	キャッシュ・フロー計算書に注記すべき	キャルシー・フロー計算書に共記すべき
重要な非資金取引には、例えば、次のよう	重要な非資金取引には、例えば、次のよう	重要な非資金取引には、例えば、次のよう	国立大学法人等は、独立行政法具
なものがある。	なものがある。	なものがある。	なも、一人一一人の一人を別性の国産が下す
(1) 現物出資の受入による資産の取得	(1) 現物出資の受入による資産の取得	(1) 現物出資の受入れによる資産の取得	(1) について定めた条文を準用しない
(新設)	(2) 不要財産の現物による国庫納付又は払		ため、変更はない。
	戻しによる資産の減少		
(2) 資産の交換	(3) 資産の交換	(2) 資産の交換	(2) 資産の交換
(以下省略)	(以下省略)	(以下省略)	(以下省略)
第 <u>7 5</u> 表示区分	第 7 6 表示区分	第 <u>7 2</u> 表示区分	第 <u>7 3</u> 表示区分
1 行政サービス実施コスト計算書は、コ	1 行政サービス実施コスト計算書は、コ	1 国立大学法人等業務実施コスト計算書	1 国立大学法人等業務実施コスト計算書
ストの発生原因ごとに、業務費用、損益	ストの発生原因ごとに、業務費用、損益	は、コストの発生原因ごとに、業務費用、	は、コストの発生原因ごとに、業務費用、
外減価償却相当額、損益外減損損失相当	外減価償却相当額、損益外減損損失相当	損益外減価償却相当額、損益外減損損失	損益外減価償却相当額、損益外減損損失
額、損益外利息費用相当額、引当外賞与	額、損益外利息費用相当額、損益外除売	相当額、引当外賞与増加見積額、引当外	相当額、損益外利息費用相当額 <u>、損益外</u>
見積額、引当外退職給付増加見積額、機	<u>却 差 額 相 当 額</u> 、 引 当 外 賞 与 見 積 額 、 引 当	退職給付増加見積額、機会費用及び国庫	除 売 却 差 額 相 当 額 、 引 当 外 賞 与 増 加 見 積
会費用、(控除)法人税等及び国庫納付	外退職給付増加見積額、機会費用、(控	納付額に区分して表示しなければならな	額、引当外退職給付増加見積額、機会費
額に区分して表示しなければならない。	除)法人税等及び国庫納付額に区分して	٧١°	用及び国庫納付額に区分して表示しなけ
	表示しなければならない。	2~4(省略)	ればならない。
2 ~ 4 (省略)	2~4(省略)		2~4(省略)
第 7 6 行政サービス実施コスト計算書の様	第 77 行政サービス実施コスト計算書の様	第 7 3 国立大学法人等業務実施コスト計	第 7 4 国立大学法人等業務実施コスト計
式	式	算書の様式	算書の様式
I ~ IV (省略)	I ~ IV (省略)	I ~ IV (省略)	I ~ IV (省略)

<u>(新設)</u> <u>Ⅳ</u> 引当外賞与見積額 V 引当外退職給付増加見積額	V <u>損益外除売却差額相当額</u>	(新設)	
□ 引当外賞与見積額			₩ ▼ 損益外除売却差額相当額
	│ VI 引 当 外 賞 与 見 積 額	V 引 当 外 賞 与 増 加 見 積 額	
		— VI 引 当 外 退 職 給 付 増 加 見 積 額	
— VI 機会費用		— <mark>Ⅵ</mark> 機会費用	
(以下省略)	(以下省略)	(以下省略)	(以下省略)
11章 独立行政法人固有の会計処理	第11章 独立行政法人固有の会計処理	第11章 国立大学法人等固有の会計処理	第11章 国立大学法人等固有の会計処理
(新設)	第98 不要財産に係る国庫納付等に伴う		
	資本金等の減少に係る会計処理		······
	1 独立行政法人が通則法第46条の2の		国立大学法人等は、独立行政法
	規定により不要財産に係る国庫納付をし		人通則法の不要財産の国庫納付等
	た場合において、当該納付に係る不要財		について定めた条文を準用しない
	産が政府からの出資に係るものであると		ため、変更はない。
	 政法人の資本金のうち当該納付に係る不		
	要財産に係る部分として主務大臣が定め		
	る金額により資本金を減少するものとす		
	る。(注 7 3)		
	2 独立行政法人が通則法第46条の3の		
	規定により不要財産に係る民間等出資の		
	は、当該独立行政法人の資本金のうち当		
	減少するものとする。(注73)		
	3 独立行政法人が通則法第46条の2の		
	た場合において、当該納付に係る不要財		
	産の取得時に資本剰余金が計上されてい		
	るときは、当該独立行政法人は、当該独		
	立行政法人の資本剰余金のうち当該納付		
	に係る不要財産に係る部分の金額を資本		
	剰余金をから減少するものとする。(注		
	<u>73)</u>		

独立行政法人会計基準及び注解 (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解 (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
	 <注 7 3 > 不要財産に係る国庫納付等に係る注記について		
(新設)	第99 不要財産に係る国庫納付等に伴う 譲渡取引に係る会計処理 1 独立行政法人が通則法第46条の2又 は第46条の3の規定に基づいて行う不 要財産の譲渡取引のうち、主務大臣が必 要なものとして指定した譲渡取引につい ては、当該譲渡取引により生じた譲渡差 額を損益計算上の損益には計上せず、資 本剰余金を減額又は増額するものとする。 (注74)(注75) 2 主務大臣が指定した譲渡取引に係る不 要財産の国庫納付等に要した費用のうち、 主務大臣が国庫納付等額から控除を認め る費用については、損益計算上の費用に は計上せず、資本剰余金を減額するもの とする。(注75)		国立大学法人等は、独立行政法人通則法の不要財産の国庫納付等について定めた条文を準用しないため、変更はない。

独立行政法人会計基準及び注解 (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解 (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
	<注74>譲渡収入額のうち帳簿価額を超		
	える額の国庫納付等について		
	主務大臣が指定した譲渡取引により生		
	じた収入額のうち、当該財産の帳簿価額		
	を超える額を国庫納付等するときは、資		
	本剰余金を直接減額するものとする。		
	< 注 7 5 > 行 政 サ ー ビ ス 実 施 コ ス ト に つ い		
	<u>~</u>		
	独立行政法人が通則法第46条の2又		
	は 第 4 6 条 の 3 の 規 定 に 基 づ い て 行 う 不		
	要財産の譲渡取引のうち主務大臣が必要		
	なものとして指定した譲渡取引により生		
	じた譲渡差額及び主務大臣が指定した譲		
	渡取引に係る不要財産の国庫納付等に要		
	した費用のうち主務大臣が国庫納付等額		
	から控除を認める費用については、行政		
	サービス実施コストに属するものとし、		
	行政サービス実施コスト計算書において、		
	損益外除売却差額相当額の科目に表示し		
	<u>なければならない。</u>		

(注) 上記のほか、基準及び注解の新設により、それ以降の基準番号等が繰り下げとなっています。